

## 第20回教育委員会会議

1 日時 平成30年9月18日 火曜日 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
林 園美	教育長職務代理者
森末 尚孝	委員
巽 樹理	委員
平井 正朗	委員
大竹 伸一	委員
内藤 和彦	教育次長
花田 公絵	旭区長兼旭区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
水口 裕輝	指導部長
山野 敏和	総務課長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
本 教宏	施設整備課長
中森 淳	技術管理担当課長
澁谷 剛	施設整備課長代理
井上 省三	教務部長
松浦 令	教職員給与・厚生担当課長
田中 大輔	教職員給与・厚生担当課長代理
大西 啓嗣	総務部首席指導主事
柘原 康友	高等学校教育担当課長

寺本 圭一 指導部次席指導主事  
松田 淳至 教職員人事担当課長  
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長  
川本 祥生 教育政策課長  
橋本 洋祐 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

報告第11号 市会提出予定案件(その9)  
報告第12号 教員の長時間勤務解消に向けた調査研究について  
議案第81号 市会提出予定案件(その10)  
協議題第17号 普通科系高等学校の再編整備について  
報告第13号 校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について  
議案第82号 職員の人事について  
議案第83号 職員の人事について  
議案第84号 職員の人事について  
議案第85号 職員の人事について  
議案第86号 職員の人事について  
議案第87号 職員の人事について  
議案第88号 職員の人事について  
議案第89号 職員の人事について  
協議題第18号 職員の人事について

なお、議案第81号、第88号、第89号、報告第13号、協議題第17号及び第18号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第82号から第87号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

報告第11号「市会提出予定案件（その9）」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成30年度一般会計補正予算案について説明する。今回の補正予算案は、学校施設における校舎等整備事業に関するものである。6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、他市においてコンクリートブロックを使用したプール塀が倒壊した事案を受け、本市の学校施設においても、通学路に面するコンクリートブロック塀などの安全確認を実施した。その結果、通学路に面したコンクリートブロック塀を有する学校施設について、ぐらつきなどが見受けられた学校1校、さらに、老朽化等による劣化が見受けられた24校については、これまで既に補修などの必要となる対応を行っており、安全性を確保している。

一方、建築時には適法であったものの、現在の基準を満たさない、いわゆる既存不適格の学校が200校ある。学校施設が災害避難所及び一時避難所に指定されている点を考慮して優先順位づけを行った上で、今年度は、高さ2.2メートルを超えて控壁のないコンクリートブロック塀を有する70校について、コンクリートブロック塀の撤去及び金属製の格子柵への復旧工事を実施することとし、所要経費として11億3,310万円を補正予算案として計上する。これら200校のうち、高さ2.2メートルを超え控壁のある73校と、1.2メートルから2.2メートルの控壁のない27校については、平成31年度の予算で対応したいと考えている。また、通学路に面していないコンクリートブロック塀については、平成32年度以降、順次対応してまいりたいと考えている。

以上の内容について、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条1項に基づき教育長によります急施専決処分を行ったことから、同条2項により、本日も報告申し上げる。

質疑の概要は次のとおりである。

**【林委員】** この件に関して、大阪市の施設に被害がなかったことはよかったです、たまたま運がよかったという可能性もあります。通学路に面していないコンクリートブロック塀は平成32年度以降に対応ということですが、学校内にあるコンクリートブロック塀は後回しでいいのかという議論はあると思いますが、その点はいかがですか。

**【本課長】** 通学路に面していないブロック塀とは、民家などほかの建物との境目にあるブロック塀のことを指しています。そういうブロック塀は、学校長の管理のもとで、児

童生徒などに近寄らないような指導をして、まずは平成31年度予算では通学路に面したブロック塀を格子状柵に代えたいと考えています。まずは通学路に面したブロック塀から代えていくということで、優先順位をつけて対応したいと思っています。

【林委員】 民地に面しているブロック塀の数は多いのですか。予算的に難しいのであれば、せめて周知は徹底していただきたいと思いますが、やはり危険を防ぐ意味では、後に回すのは、いつ何が起こるかわからないという観点からどうかなと思います。

【多田部長】 民地との境界の確定などは少し時間のかかる作業ですので、今回は、まず通学路に面したブロック塀を急ぎで補正予算の対応で進めていきたいと考えています。

【山本教育長】 民地との境界にあるブロック塀であっても、実際相当に危険度が高いものがあれば、これは対応する必要があると思います。ただ、今見ている限りでは、学校が生徒児童の対応をきちんとすれば、少なくとも人的に重大な被害が起こる可能性は低いということです。通学路に面したブロック塀から優先して対応していくということです。また、すべて一気に対応するというのは、工事における物理的な件数の限界もあります。今後状況の変化によって、緊急的に対応する必要のあるものが出てくれば、それは対応していきたいと思っています。

【林委員】 お任せはしますが、やはり危険度の高いものは優先順位をつけてやっていただきたいと思っています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第12号「教員の長期間勤務解消に向けた調査研究について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成30年4月に公募型プロポーザルにより民間事業者を募集し、株式会社富士通総研に委託をしている。今年度の業務内容としては、1学期には調査研究報告書で示された学校現場の勤務実態及び課題を踏まえて業務改善策を策定し、中間報告を受けることとしている。2学期には小学校6校、中学校6校の合計12校のモデル校において、当該業務改善策を実施して検証を行う予定である。3学期にはモデル校での検証結果を踏まえた取りまとめをして、全校展開に向けた業務改善策、課題等を研究し、最終報告書として教育委員会に提出することとしたい。

今回、(株)富士通総研より中間報告書の提出を受けたので報告する。調査研究の進め方について、モデル校の教頭先生や教員に参加いただいた作業部会で業務改善策の検討・検

証を行い、モデル校以外の学校の代表者が参加する評価委員会において、全校展開に向けた検討を行ってまいりたい。調査研究スケジュールについては、2学期にモデル校での検証を行い、3学期に全校展開の方法を検討する予定である。

業務改善策については、5つの分類に整理をした。単純事務の定例化としては、印刷等の簡易な業務を教員以外が行う仕組みづくり、複数校での事務の取りまとめとしては、地域の学校間の協働や複数の学校単位での事務処理を請け負う仕組み、規則・規定の見直し・策定としては、時間単位の代休設定や会議におけるルールの設定などとしている。このほか、意識の醸成、環境の整備を含めた5つの分類としている。

業務改善策については、3点の検証を行う。1点目は、事務削減効果と配置人数等の要件整理に向け、印刷などの簡単な業務を教員以外が行う仕組みについて、教員以外に依頼できる具体的な事務の抽出や、スクールサポートスタッフの仮導入を実施する。

2点目は、意識づけへの有効性の確認と課題の確認に向け、個々の教員による時間外勤務の実績確認について、前月の全市の状況や、各校の状況を全員が確認できる形で掲提示し、意識づけによる効果を測定する。

3点目は、効果的かつ実現的な基準設定に向けたアンケートなどの回答期限や回答方法の基準策定について、アンケート調査の種類と対応内容、かかった時間などの実態を把握し、解決策となる基準などの概要を検討する。

これら3点の検証のほかに、他校における取り組み状況の紹介や、一部の業務改善策の実施に向けたヒアリング調査も行う予定としている。

今後、10月から12月まで、モデル校において当該業務改善策を実施し、検証を行い、3学期にモデル校での検証結果を取りまとめ、全校展開に向けた業務改善策、課題等を研究し、最終報告書として教育委員会に提出することとしている。教育委員会としては、その報告書を踏まえ、業務改善プランを策定し、全市的に実施していく方向で考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【異委員】** 印刷などの簡易な業務を教員以外が行うということですが、それは具体的には、事務職員ということになるのですか。

**【松浦課長】** 今回は国において、スクールサポートスタッフという非常勤の事務の補助に対して国庫補助金を出しており、それをモデル校で仮導入して、どういうやり方でやれば一番効果が出るのか、どういう事務の切り出し方ができるのかを検証してまいります。

【異委員】 今現在は、配置されていないのですか。

【松浦課長】 大阪市ではまだ導入していませんが、他都市では導入事例があり、国もこれは進めていくべきということで、来年度の予算の概算要求に向けて、人員の拡大を予定していると伺っています。

【異委員】 もう1点質問ですが、中学校のヒアリングでは副校長や教頭先生の時間外勤務が圧倒的に長いと思いますが、教員のなかで担当教科ごとの差はあるのですか。

【松浦課長】 担当教科というよりも、教務主任、生活指導主事、進路指導主事という役割のほうが影響が大きいという印象を受けています。

【異委員】 中学校に関しては、長時間労働の1つの大きな要因として、やはり部活動があると思います。先日、部活動指針を出しましたが、今のところ、部活動指導員を導入した学校で大きな問題はないと聞いています。今後、もう少し幅広く募集して、厳選して、大阪市に導入していけたらと思いますので、その辺もあわせて議論していったほうが良いと思います。

【大竹委員】 一般的にこういう調査するのは教員の稼働分析であって、たくさんかかっている稼働をいかに縮めるかを検討するのが一般的な手法だと思いますが、例えば、事務処理の定型化やまとめということはされないのですか。

【松浦課長】 国の調査ではどの業務にどの時間という調査はありますが、今回の富士通総研の提案では、現場の実際のモデル校から、教員がどのような業務を勤務時間外にしているかをブレインストーミングなどであぶり出していく手法をとっています。

【大竹委員】 教員の方々が、自分は苦には感じてないが、本当はそこを縮めたら何かあるのではないかと、という面もあると思いますので、そういう面も少しフォローして見ていただくと思います。小さなところを一生懸命やるのも大事ですが、大きなところでまず縮めることがないかといったことも含めて、また新たな課題を見つけて解決策を出していくことを少し考えていただければありがたいと思います。

【平井委員】 まず1つは、教員の教材作成時間は、かなりかかりますので、作成時間が実際にどうなっているかを見られた方がよいと思います。特に教科の単位数で見るということが重要です。

もう1つ、長時間労働の一番の問題点は教頭、教務主任クラスです。公立も私学も共通しているのが、学校の規模が小さくなればなるほど事務長のやる仕事と教頭のやる仕事が混在していることです。事務職員の仕事と教頭がやる仕事と、その区分けの仕方を明確に

しないと、いつになってもそれが改善されません。教頭もしくは教務主任の業務の効率化の観点から、事務職員の業務との関係を洗い直してほしいと思います。

もう1つ、印刷の件は、担当者のスキルでかなり温度差があります。スキルのある方は短時間でできますが、初めての方は時間がかかって仕方ないというのが実態です。その辺のポジショニングもはっきりしたほうがいいと思いますので、勘案してみてください。

【林委員】 スクールサポートスタッフの国庫補助があるということですが、大阪市では全校配置できそうなぐらい補助が出るのですか。

【松浦課長】 国庫補助は3分の1で、単価が安く設定をされています。全校配置をすれば、かなりの費用がかかってきますので、どういう配置をするのか、費用と効果を見極めないといけないと思っています。

【林委員】 学校事務職員が各校1人は配置されていますが、同じ学校の職員ですので、手伝える部分もあるのではないかと考えています。その辺もモデル校で少し試してもいいのではと思います。印刷業務をどこかでやってもらえたら助かるというのは、多くの割合で挙がっていた事項だと思うので、ぜひそこは実現してあげてほしいと思います。

【山本教育長】 ありがとうございます。これはあくまで中間報告ですので、また最終報告として報告していただいて、今いただいたいろいろな課題もまたご議論をお願いしたいと思います。

議案第81号「市会提出予定案件（その10）」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この報告書は、第15回教育委員会会議の協議題第7号でご報告したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び大阪市教育局基本条例に基づき、平成29年度の教育委員会の取り組みや活動の状況などについて点検及び評価を行い、作成したものである。

今後、市長の決裁をいただき、10月24日からの決算市会に報告書を提出するとともに、ホームページに掲載するなど、市民に公表する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 平成29年度の施策に対する評価になりますが、29年度は教育振興基本計画のセカンドステージの1年目ということで、特に、安心・安全な学校を実現するということで、学校安心ルールを各学校におろしていくことを中心にやったことと、外部の支援

員をきちんと派遣したことによって、学校が落ちついてきた状況はつくれたと思っています。

学力向上については、学校力UPコラボレーター等の配置などを継続していったことで、伸び率としては上向きになってきており、多少上昇傾向も結果としては見えていると、私は受けとめています。

ただ、国語、算数の授業について「分かる」と回答する児童の割合が、小学校は上向いていますが、中学校の数学は下がっており、全国学力・学習状況調査の結果においても、小学校の国語と中学校の数学は、少し下向きの傾向が出ていますので、ここに対してしっかり意識を持って、今からでも取り組んでいくことが非常に大事だと思っています。

分析をきちんと生かして、情報を各学校に提供して、授業改善していくことが重要だと思います。現場のニーズも、どのような授業を行えば一番効果的に、子どもたちに求めるべき学力をつけられるのかが一番の関心だと思いますので、そこに事務局としてどうサポートできるのかを考えていただくといいと思っています。

**【森末委員】** 今回新たに学識経験者による点検・評価の講評とありますが、これも参考に、次の教育委員による評価をするときなど、生かせるところは生かしていただきたいと思います。

**【大西首席指導主事】** こちらの講評につきましては、今年度からこういう形で入れています。講評いただいた2人の先生からは、この報告書の内容について、運営方針と教育振興基本計画のさまざまな指標が混在していて分かりにくいというご意見を頂戴していますので、来年度の報告書に向けて整理しながら、コンパクトかつ内容の濃いものにできたらと考えています。またその折にはご意見を頂戴できたらと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第17号「普通科系高等学校の再編整備について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回の教育委員会会議では、新高校のコンセプトにつながる再編対象3校の学科編成等についてご協議いただき、3校の2020、2021年度の募集学科についてご了承いただいた。

その上で、3校の学科名については、教育に関連する学習内容を取り入れ、新高校につながる学科であることから、その教育内容をイメージできるような新しい学科名にすべきではないかのご意見をいただいた。

本日は前回に引き続き、3校の2020年度、2021年度募集学科の学科名並びに新高校の設置学科名、設置コース名についてご意見をいただきたい。

柘原高等学校教育担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

前回の会議での学科名を変更すべきではないかのご意見を踏まえ、2020年度、2021年度の3校の募集学科名を南高校は英語探究科、西高校は教育情報科と改め、扇町総合高校については、学科名は変更せずに、総合学科の中で選択科目として教育に関する科目を設置してまいりたい。新高校は教育を柱に文系、理系のコースを有することから、学科名を教育文理学科とし、教育系コースを教職教育コース、文系コースを国際文化コース、理系コースを理数情報コースとしてまいりたい。

南高校英語探究科の教育実践は、主に新高校の教職教育コース並びに国際文化コースに、西高校の教育情報科の教育実践は、主に新高校の教職教育コースと理数情報コースに、扇町総合高校総合学科の教育実践は全てのコースにと、3校全てが教職教育コースを柱とする新高校につながるよう考えている。現在3校が取り組んでおります海外の交流、産学連携の教育実践についても、新高校の教育に効果的に生かすことができるのではないかと考えている。3校の進路については、2020年度から、教育に関する学習内容を加えることによって、教育学部系への進学実績を向上させ、新高校の進路指導につなげたいと考えている。

2020年度に3校が新校につながる新たな学科としてスタートするためには、今年度中に各学科の教育課程を検討・決定し、平成31年度4月から広報活動に取り組む必要があること、来年1月公表予定の大阪府の公立高校入学者選抜方針に新たな学科名で公表する必要があることから、10月2日の教育委員会会議において、新高校の設置学科、コースともに、3校の2020年度、2021年度の募集学科について決定いただきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【林委員】** 前回お願いしたことに応じて名称を考えていただき、よりわかりやすくなったと思います。扇町総合高校の総合学科だけ名称が変わらないのは、やはり少し抵抗があるから変えないということですか。

**【柘原課長】** 扇町総合高校は、学校自体が1つの総合学科として成り立っている学校ですので、学科名を変更すると総合学科でなくなってしまいます。事前の説明会等に出向き、総合学科ではあるけれども、その総合学科の選択科目の中に、教育に関するものをし

っかりと用意して、これを新しい高等学校につなげていくという広報活動はしっかりしたいと思っています。

【林委員】 わかりました。

【平井委員】 文理学科というと、府立の10校を想定されるので、その部分で少し紛らわしいと思います。初めて聞く方に文理学科というと、進学校というイメージがあります。

【柘原課長】 学科の名称については、今後、学校も交えて協議をしていく中で、変更していく可能性もあると考えています。

【平井委員】 水都国際高校と、この南高校の英語探究の根本的な違いは何ですか。

【柘原課長】 もともと南高校の英語科は成績が高く、南高校の英語科に本来入学していた生徒たちが、今後も2020年度、2021年度と南高校に続けて入ってもらいたいと考えています。この生徒を中心に、大学へつなぐ学びへと結びつけていきたいと思っており、英語というワードはしっかりと残していきたいと思っています。

水都国際高校の英語と新高校の英語は内容的にも違いますし、新高校につないでいく南高校の英語科については、これまでの南高校の英語の特色ある学びをそのまま引き継いで、新高校の学びへとしっかりと2年間で結びつけていきたいと考えています。

【大竹委員】 理数情報という名称ですが、あまり理数というと、「数学できないから、もうやめた」みたいなことにもなるので、理数というのを外すようなネーミングがあるといいのかなという感じがします。情報はいいんですが。

【柘原課長】 いい名称がないか引き続き考えてまいります。

【平井委員】 理科系については、今度からの新学習指導要領で、理数探究という教科横断的なものが選択科目で入ってきますので、教科横断的なレベルも考えたうえで、名前は確かに少し考えられたほうがいいと思います。

【林委員】 理数系の教員が非常に手薄だという現状があって、やはり理系人材は教育界が欲している部分ですので、できれば私としては理数という名称は残していただいたほうがいいと思います。

【柘原課長】 ありがとうございます。次回提案させていただきます。

報告第13号「校長公募にかかる第2次選考の合格者の決定について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第1次選考の合格者数は、小中学校共通で内外合わせて約200名、高等学校では計7名、

幼稚園では9名、合計216名となっている。今回の第2次選考の合格者数について、98名を合格といたしたい。高等学校と幼稚園については、高等学校、幼稚園、それぞれ計4名を合格といたしたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第82号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校教諭によるわいせつ行為に関する案件である。処分内容は地公法第29条による懲戒処分として、免職としたい。

本件の概要について、当該教諭は、平成30年5月に、当該教諭の自宅において、被害者に対しわいせつな行為を行ったものである。当該教諭は平成30年6月19日に、本件に関し、わいせつ目的誘拐及び強制わいせつ罪の嫌疑で逮捕され、7月9日に強制わいせつの罪のみで起訴されている。当該教諭は、性的意図はなかったと述べているが、行為自体は認めている。

この点について、人事監察委員会において、性的意図の有無は強制わいせつ罪の成立に影響しないとの意見を頂戴していることから、本件においても客観的にわいせつ行為と言える判断している。

当該教諭の処分量定について、大阪市職員基本条例第28条別表の第70項及び第73項により、教職員が18歳未満の者にわいせつな行為を行うことにより、本市の教育行政に対する信用を著しく失墜させることは免職とされている。当該教諭の行為がわいせつな行為であり、第73項に該当することは明白であること、特に減軽すべき要素は見当たらないことから、免職が相当であると考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第83号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校における児童に対するセクシュアルハラスメントに関する懲戒処分である。処分内容は、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として、減給1月としたい。

本件の概要について、当該教諭は児童と日常的に手をつなぐ、抱きかかえる、おんぶす

る、お尻をたたくななどの身体接触が多く、管理職や教頭から指導を受けていた。平成30年5月、当該教諭が女子児童を膝の上に乗せていたことが発覚し、校長から、児童との身体接触がないよう指導を行っている。平成30年7月には、当該教諭が女子生徒とふざけ合っていた際に、その女子児童の臀部を軽くたたいた事案が発覚している。当該教諭は児童をおんぶしたときに、お尻に触れることや、ふざけてお尻を軽くたたくことなどがあつたが、性的な意図はなかったと述べている。

当該教諭が児童の臀部をたたくななどして児童に不快感を与えたことは、大阪市職員基本条例第28条別表の第36項に該当する行為として、懲戒処分の種類としては停職、減給または戒告とされている。児童への身体接触の際に臀部に触れているものの、そこに性的な意図はないと当該教諭は訴えており、今まで当該教諭が行っていた指導方法が誤っていたことが聞き取り等により確認できている。しかしながら、当該教諭の児童との身体接触により児童に不快な思いをさせているため、セクシュアルハラスメントに該当し、減給1月が相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 この先生は、今回の処分によって、反省されているのか教えてもらえますか。

【井上部長】 彼自身は、愛情が不足している子どもに対して、身体接触も含めた子どもとの関係を持つことで愛情を感じさせることが重要と思い込んでいたようです。今回の指導で、自分のやり方が間違っていたことは、理解しているようです。

【異委員】 セクシュアルハラスメントについての理解は進んでいるのでしょうか。特に小学校低学年は、スキンシップを求めてくる子どもも非常に多いと思うので、どこまで拒否するかは、先生には悩ましいところかとは想像はできますが。

【井上部長】 周りの先生が見ていて、過剰だということで注意も受けているわけですから、そこは一定反省もし、考えないといけないと思います。接触なしに愛情を伝える方法を検討する必要があると思っています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第84号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、小学校における職務命令違反による懲戒処分である。

処分内容は、地方公務員法第29条第1項各号による懲戒処分として、減給1月といたしたい。

本件の概要について、学校では、朝の授業が始まる前に読書の時間を設けており、生活指導部員の教諭による巡視をすることを決定していたが、平成30年4月の生徒指導部会で、巡視の運営方法等について話し合う際、生活指導部員でもある当該教諭は、私の名前を外してほしい、処分命令違反でも構わないので絶対にしないと発言し、管理職と話し合うことを行いました。この提案にも応じないとの態度をとった。

この後、校長から指導があったが巡視を行わなかったため、教育委員会事務局に相談があり、事務局からも指導を行ったが、通勤だけでは息が切れ、すぐ4階までは上がれないなどと述べ、体調の問題であるのなら、すぐ医師の診断書を提出するように指示を出したが、その提出もされていない。その後も校長から職務命令を出しているが、何を言われようと巡視には行かないと述べている。

また、平成30年5月、3階の音楽室で生徒が腹痛を訴えたため、音楽の授業をしている教師から、保健室にいる当該教諭に、生徒がおなかを抱えてうずくまっていると連絡があったが、当該教諭は、私を上階に呼ぶことが目的で、皆で言っているだけだと、合理的な理由もなく、応急処置の業務を怠った。

当該教諭が校長の再三の職務命令にもかかわらず、分担業務である各教室の巡視を行わなかったことについては、大阪市職員基本条例第28条別表の第11項に該当する行為として、減給または戒告とされている。また、腹痛を訴える生徒の対応を適切に行わなかったことについては、養護教諭の職務内容である生徒の応急処置を行わなかったとして、別表の第10項に類似する行為として、減給または戒告とされている。

当該職員に過去歴はないが、非違行為に対する反省も見られないことから、総合的に判断して減給1月が相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** 明らかに問題が多いので、処分は減給1月でやってもらったらいいと思いますが、根本的に対応していただく必要があると思います。

**【山本教育長】** 前々からずっとこうなのですか。

**【井上教務部長】** こういう形で真っ向から職務命令を出して違反をさせるという手法

をとったのは今回が初めてですが、これまでも校長からの指示に対しての違反はあったようです。非常に生徒数の少ない、教員数が充実している学校でもあり、ほかの先生で対応できていた部分もあったようです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第85号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は中学校における体罰等による懲戒処分案件である。処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として減給1月としたい。

本件の概要について、当該教諭は、平成30年7月、生徒に対し、体育の授業で実施した、ラジオ体操の実技テスト中に、誤った立ち位置から正しい場所に移動するよう指示した際に、手にもった指示棒で関係生徒の臀部付近を計3回たたき行為を行った。体罰による関係生徒への傷害はなかった。

本件に関しては、関係生徒が再三にわたり当該教諭から指示を受けても、なお立ち位置を移動しなかったことは、授業妨害等の意図を持った故意によるものではなく、特段指導の対象となるような非違行為は見受けられず、当該教諭自身も、指導や懲戒の範疇を超えて生徒に暴力を振るったこと及び本件に関して関係生徒には一切の非がない旨を認めている。

処分量定について、当該教諭の処分量定、体罰暴力行為に対する処分等の基準に基づくと、傷害がなく、非違行為のない児童・生徒に対する行為が1回のみで、被害児童・生徒が1人の場合に該当し、懲戒処分として戒告にあたる。

しかしながら、当該教諭は、本件体罰行為を管理職に報告していないことから、当該教諭の事案未申告として加重プラス1として、減給1月が相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【林委員】** まず、ほんとうに指示棒が要るのかというところから、教育を考えていただきたいと思います。中学校の伝統として、体育の授業では団体行動の基本を生徒に教えていくことも兼ねて授業が行われていると思いますが、果たして指示棒が必要なのかと保護者の目からは見えます。こういう現実がまだ中学校にあるということをもう少し考えていただきたいですし、やはり指示棒があったらカッとして叩いてしまうということが、現

実に起こっているということを受けとめないといけないと思います。

【異委員】 これはまた別の議論にしたいと思いますが、厳しい指導は、よっぽど学校が荒れていて收拾がつかなかったら、1つの手段として取り入れるのはいいかもしれませんが、厳し過ぎる、このご時世に合っていない指導については、やはり是正していかないといけないと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第86号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、児童への傷害による懲戒処分に関する案件である。

処分内容は、地方公務員法29条による懲戒処分として、減給3月としたい。

本件概要について、当該教諭は、平成30年6月、自身が担任する学級の複数の児童らを指導した際、児童の発言に激高し、鉄製の穴あけパンチを床に向けて投げつけたところ、手元が狂い、児童の机に当たって跳ねたパンチが児童の顔面に当たり、挫創による全治2週間程度の傷害を負わせた。被害児童のけがは、養護教諭の所見によると、左眉から額にかけて、約3センチの打撲とすり傷による挫創であり、さらに、病院での診療では全治2週間程度との診断であった。

当該教諭の処分量定について、鉄製の穴あけパンチを児童に向けて投げた結果、被害児童に全治2週間程度の傷害を負わせた行為は、大阪市職員基本条例第28条の別表の第65項に該当し、懲戒処分の種類としては、停職または減給が相当とされている。当該教諭の非違行為については、本来の指導対象としていた児童とは無関係の別の児童に穴あけパンチが当たり、傷害を負わせていることから、当該教諭の故意による傷害とまでは断定できないものの、児童らに向けて、鉄製の穴あけパンチを投げるというきわめて不適切な行為の結果として発生していること、また、客観的に見て、この行為により児童がけがをする可能性は十分に予見できたと考えられること、さらに、当該教諭が事案発生直後、適切な救護措置を怠ったことを鑑み、さらに過去の類似事案との量的なバランス等を総合的に考慮し、減給3月が相当であると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 法的に難しいところが実はありまして、刑法上の傷害罪であれば、故意

の傷害ということになるのですが、とはいえ、鉄製の穴開けパンチを児童の近くに向けて投げ、それが跳ねて児童の顔にけがをさせたということを見ると、この量定もやむを得ないかと思います。

【林委員】 量定はこれでいいと思いますが、児童の言葉に対して激高した、怒りを抑えられなかったところが教師として非常に残念です。アンガーマネジメントの部分での学びも持ってもらいたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第87号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、事務局職員の懲戒処分に関するものである。処分内容は戒告としたい。

事実の内容について、平成30年6月、飲酒後の帰宅途中において職員の個人情報に記載された書類を紛失した事案である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第88号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、平成30年9月30日付の職員の退職案件である。総務部施設整備課建築担当課長代理及び総務部施設整備課担当係長の両名について、年度途中ではあるが、退職の申し出があったことから承認したいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第89号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成30年10月1日付で、教育センター担当係長より、希望降任制度により、係員に降任したい旨の申し出があったことから、係員への降任人事を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第18号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、10月1日付での事務局の組織改正及びそれに関連する人事異動である。

政策推進担当部長の新設について、市長から、「『結果』に対して『責任』を負う制度へ」を掲げ、教育委員会に対し、さらなる制度改革を求められたことを受け、具体化に向けた検討を進める必要がある。また、市立高校の大阪府への移管や総合的な震災対策の局横断的な推進、また、博物館施設の管理団体の独立行政法人化に伴う文化財保護体制の体制整備、働き方改革関連法の制定を受けた対応策の具体化など、新たなミッションが生じている状況である。こういった業務の発生・拡充を契機として、学力向上関連施策などの特命業務を一元的に管理するポストとして、政策推進担当部長を新設し、輻輳する教育行政課題に機動的、戦略的に対応する体制を構築してまいりたい。このため、事務局の内部組織について定める大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正するとともに、当職に充てる人事異動を行いたいと考えている。

主な業務内容は、市長の提案事項を含む学力向上の課題分析や施策の総合調整、市立高校の府移管に係る府市関係先との協議、あるいは局内の総合調整などの新規拡充業務を担当する職責としてまいりたいと考えている。これまでの教育政策課の分掌事務である教育政策全般の企画調整、大学連携による教員養成などの業務についても担ってまいりたいと考えている。

先ほどの議案88号、89号で説明申し上げた3名の職員と合わせ、後任人事については、現在、人事室と調整を進めている。今回の人事異動及びそれに伴う事務分掌規則の改正については、発令予定日である10月1日付での教育長の急施専決処分を行い、翌2日の教育委員会会議の報告案件として改めてお諮りをさせていただきたい。

(5) 山本教育長より閉会を宣告